

奈良・藤原宮跡

- 1 所在地 奈良県橿原市高殿町・飛驒町
- 2 調査期間 東面大垣地区 一九八〇年(昭55)四月～一九八一年三月、南面大垣地区 一九八〇年八月～一〇月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 狩野 久
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 - 一 東面大垣地区(第二九次)
 - 一九八〇年度は東面大垣地区において、東西に相接して第二九・三〇・三三次の三回の調査を行ったが、木簡の出土を見たのは第二九次調査においてである。第二九次調査地は、宮東北隅から南へ約二六〇mの地点で、宮の東面大垣・内濠・外濠を含み、本誌創刊号で報告した第二四次調査地に南接している。前号で報告した第二七次調査地は、第二四次の北に接しているのので、三年間で南北に連続して合計約一二五mにわたり東面大垣部を調査したことになる。
 - 第二九次調査で検出した主な遺構は、第二四・二七次と同様に、

宮東面大垣SA一七五、大垣の二二m西にある内濠SD二三〇〇、大垣の二〇m東にある外濠SD一七〇等があり、内・外濠は北流する。この他の藤原宮時代の遺構には、大垣と外濠の中間に、宮の四面をとりまく細溝SD二二九五、内濠東岸の土壙SK二八〇一、内濠西岸に接する大土壙SK二八〇三等がある。建物遺構は主として外濠東岸に集中しているが、いずれも藤原宮以前か時期不明のものであり、藤原宮期には大垣の東西は広い空闲地となっていた。以上の他に、古墳時代の溝・土壙等が散在している。なお第二九次に西接する第三〇次調査では、大垣の約六〇m西で、南北二間、東西一二間の長大な東西棟建物を検出しており、隣接する柱穴からすると、さらに西側に同規模の建物が並んでいた可能性があり、この付近から西が宮東辺部の官衙地域となっていたとみられる。また第二九次に東接する第三二次調査では、外濠の約四四m東で幅三mの南北溝を検出したが、これは東二坊大路西側溝とみられる。

以上の遺構のうち、木簡は外濠・内濠・土壙SK二八〇一から総計一五五一点出土したが、大部分は外濠からの出土である。

内濠は幅二・五～三m、深さ約〇・七mの素掘り溝で、三六m分を検出した。溝南半部は西岸の一部が崩落し、幅が広がっており、この部分から大半の木簡が出土した。堆積土は三層に大別され、木簡は第二・三層から瓦・土器・木製品と共に六九点出土した。第一層は濠廃絶時に埋め立てた土層と考えられる。木簡の層別の内訳

は、第二層三九点で、郡表記の貢進物荷札三点、干支表記かとみられる断片一点があり、第三層は三点で、評表記の荷札が一点ある。

外濠は幅五・五〜六m、深さ約一・三mの素掘り溝で、四七m分を検出した。堆積は四層に大別され、木簡は第三層から瓦・土器・木製品と共に一四三九点出土した。第一・二層に遺物は少く、第四層は無遺物であった。第一層は内濠と同じく濠埋め立ての際の土層である。木簡は濠の全面から出土したが、南端から一〇m程の間が多く、五〇〇点を越えている。これらの木簡の出土状況は流された状態を呈していたので、投棄された地点から、どの程度の距離か不明だが流下したものである。なお宮内から東外濠へ流入する溝等は三回の調査で検出されていない。木簡以外では仏像墨画木片や、削り掛け・人形・馬形等の祭祀具が出土している。

土壙SK二八〇一は、東西三・六m、南北一・一mの不整形を呈し、深さ〇・六mである。埋土は三層あり、一・二層から土器・瓦・木片と共に木簡四四点が出土したが、大部分が削屑・断片で、遺存状態が悪く、内容的に顕著なものはない。

二 南面大垣地区 (第二九一六次)

調査地は南面西門推定地の西約六〇mの地点で、建設工費用仮進路工事の事前調査として、南北四八m、東西六mの範囲で行った。遺構は北から、内濠SD五〇二・大垣SA二九〇〇・外濠SD五〇一を検出し、木簡は外濠から六点出土した。外濠は南面大垣の約二

五m南にある素掘り東西溝で、西流する。堆積土は五層あり、木簡は第四層から出土したが、全て断片である。他に人形や犬・馬骨等が出土した。第一〜三層は瓦・土器が、第五層は瓦・土器・木片が出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 東面大垣地区

外濠SD一七〇

(1) ×中務省移×

× □ □ □ □ ×

(95) × 14 × 3 081

(2) 「内膳司解 供」

□ □ ×

(171) × (6) × 3 081

(3) 典膳椋椅マ首入鹿

□ □ □ □ □ □ □ □

(184) × (16) × (4) 081

(4) 「皇太妃宮職解 卿等給布廿端」

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ×

慶雲元年

(196) × (12) × 4 081

(5) 「粟田申民部省 寮二處衛士」

「檢校定 十月廿日」

(117+118) × 17 × 4 011

- (6) ・「真吉列 神人 国益」
〔麻カ〕〔列カ〕〔マカ〕
 「呂麻呂」
 149×(17)×2 019
- (7) ・×具志 意美列十人×
〔火カ〕
 去頭百×
 (113)×(8)×4 081
- (8) ・× 詔大命乎伊奈止申者×
 ・ 頂請申 使人和×
〔安カ〕
 (166)×20×4 081
- (9) ・×多治比山部門
 ・×
 (180)×(11)×4 081
- (10) ×阿倍大臣直御馬一匹殿×
〔人カ〕 〔賜カ〕 〔緒カ〕
 (131)×(10)×6 081
- (11) 「義法師」
 100×19×5 011
- (12) ×川千代 川内志貴千代 山代久勢千代
〔刻線〕
 223×18×5 011
- (13) 五月大一日乙酉水平 七月大一日甲申
 (170)×(7)×1 081
- (14) 「〔大倭國〕曾布上郡大宅里×
 (170)×(14)×3 019
- (15) 「〔山背國〕弟国評鞆岡三」
 (190)×(15)×5 059
- (16) 「〔山背國宇治〕山科里阿那之奈西二枚」
 147×25×3 033
- (17) 「〔河内國〕高安評坂本里」
 175×(12)×3 033
- (18) 「〔河内國河内〕日下里人大戸首末呂戸諸方薦一枚」
 150×(15)×5 032
- (19) 「〔鹿カ〕科野国伊奈評大贄」
 188×24×4 031
- (20) ・「〔但馬國〕己亥年十二月二方評波多里」
 ・「大豆五斗中」
 152×25×6 011
- (21) 「戊戌年六月波伯吉國川村評久豆賀里×
 (208)×(15)×2 039
- (22) 「〔紀伊國海マ郡〕里木本村海マ字手調× (221)×(15)×4 039
- (23) ・「里凡川内忌寸豊」
 ・「戸薦一枚」
 160×26×5 033
- (24) 「上鳥羽薦二枚」
 168×19×2 033
- (25) 「撫米二古奈乃利毛一古」
 152×23×4 032
- (26) ・「黒多比二」
 ・「須々吉一 尔間一」
 135×18×4 033

㊦ 「河鬼加布打」

(162)×(19)×2 051

内濠SD二三〇〇

㊧×皇太妃宮舎人

「請藥」

×□□□□□

右二品

(200)×(8)×4 081

㊨・「大神卿宣

久良□
水内□×

・「犬上尔支田女

右×

(153)×30×3 019

意味の取れるものでは文書木簡と貢進物荷札・物品付札がほぼ半々である。外濠出土木簡のうち年紀のあるものは、文書木簡では慶雲元年が三点（推定一点を含む）だけであるが、荷札では戊戌年（文武二）四点、己亥年（文武三）二点、庚子年（文武四）一点、慶雲三年一点、和銅二年二点があり、年紀のないものでも評表記一二点、郡表記一点であるので、荷札の過半は大正以前のものである。

官司名を記したものは、中務省・民部省・皇太妃宮職等の他、大炊寮・内膳司・造酒司・園池司等の宮内省被管官司が多く、しかも解の形式をとるものが多い。

皇太妃宮職名木簡は二七次調査で既出だが、かろうじて判読できる程度の墨付であったのに対し、(4)は文字が明瞭で、慶雲元年の年紀もある。前号で皇太妃宮職は、草壁皇太子の妃、文武天皇の母で、のち即位して元明天皇となる阿閉皇女のために設けられた官司

と考えた。おそらく、皇太妃は、配偶者が天皇であると否とにかかわらず、妃位にあって天皇の生母になった者の尊称であると思われ、三后と同様に遇されたので皇太妃宮職が設けられたものと思われる。また㊨から皇太妃宮に舎人の存在が知られ、四百人の舎人をする中宮職との関連がうかがわれる。

(5)の粟田は、大宝から慶雲年間にかけて民部卿であったとみられる粟田朝臣真人の可能性がある。民部省の二寮（主計・主税）の衛士とあるが、宮衛令集解開閉門条所引古記によれば、衛士が民部省を防守しており、藤原宮でも同様のことが行われていたとみられる。衛士に関する木簡は第二四・二七次調査でも出土している。また(6)

(7)に「――列」とあるのは衛士・仕丁等の集団の名称であるが、(7)には火頭ともあるので衛士か丁匠の集団構成員の歴史であろう。(8)は宣命であり、藤原宮では三点目である。正倉院文書の例では助辞・語尾の万葉仮名を小字右寄せで記すが、藤原宮出土の三点はいずれも大字であり、宣命体の書記法に変遷のあることを推測させる。また(8)の文面は即位の宣命に比較的多い表現である。

第二七次調査では建部門・少子部門号を記した木簡が出土したが、(9)は多治比門と山部門の二門号を記している。多治比門は、第一八次調査の北面中門地区出土の門号木簡から北面東門と考えられている（『藤原宮木簡一』解説）。山部門、建部門、少子部門は、平安宮の門号、平城宮の「小子門」の位置（『平城宮木簡三』解説）等から

みて、東面に三門あると推定される門の門号であろう。その配置については、北から山部門、建部門、少子部門の順である可能性が濃いが、なお今後検討を加えたい。

(10)の阿倍大臣は、大宝元年に右大臣となった阿倍朝臣御主人か。

(11)の義法師は、遣新羅学問僧で、慶雲四年五月に帰国し、和銅七年三月にはその占術を用いるため還俗させている。

(12)の大神卿は、壬申乱の功臣で、慶雲三年二月に左京大夫で卒する大神朝臣高市麻呂とみられる。表裏に小字で記す人名の氏名は、武蔵・信濃・近江の郡名であるので、采女であろう。

(13)は暦の抄記かとみられ、月の大小、一日の干支、五行、十二直までを記している。慶雲元年がこの記載に合致する。

次に貢進物荷札は一九ヶ国にわたっており、伊勢四点、若狹六点が多いが、畿内の大倭・山背・河内等が目立つのも特徴である。このうち、(18)の日下里は和名抄にはないが河内国と判断したのは、大戸首が新撰姓氏録に河内国皇別として出、同大戸首条に日下大戸村とあること、和名抄では河内国河内郡に大戸郷があることによる。

畿内の荷札では貢進物名を記さないものが多いが、(18)には薦一枚とある。また里名未詳の(23)は、人名から撰津または河内の可能性が強いが、これにも薦一枚とある。(24)も薦二枚とあるが、その上に上鳥羽とあるだけなので、産地名を付した物品付札とも考えられるが、上鳥羽が和名抄の山城国紀伊郡鳥羽郷に当たるとすれば、これも

畿内からの産出品ということになる(既出木簡に(表)「下鳥羽賦難酒」(裏)「三斗一升」がある——奈良県教委『藤原宮』)。さらに(16)の山科里は山城国宇治郡にあり、物品名は記していないが二枚とあるので薦か。

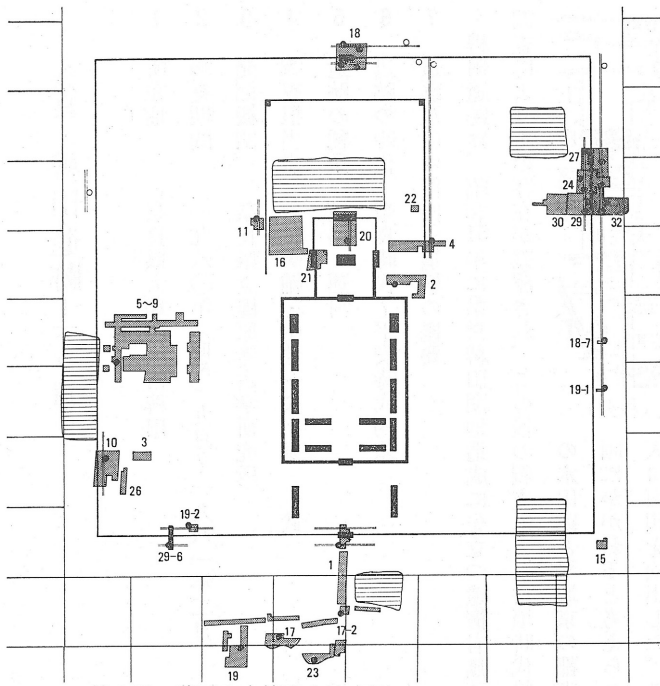
以上のように畿内の荷札では薦の貢進が目につくが、延喜主計式では、山城・河内・撰津の調として席や薦をあげており、これらの木簡はその制が早くから行われていたことを示すものである。なお二七次調査で、(表)「錦マ里身人マ支波□□」(裏)「一枚」と記した木簡が出土しており、これも畿内の薦とすれば、山背国愛宕郡・河内国若江郡・同錦部郡が該当する。

評名では、あらたに山背弟国・河内高安・伊勢川曲・美濃厚見・信濃伊奈・但馬二方・伯耆川村・出雲楯縫が知られた。弟国評については、これまで大宝令の施行に伴い葛野郡から乙訓郡の分割が行われたという説が有力であったが、再考の必要が生じた。

物品付札は二三点で、海産物が多数あり、しかも万葉仮名で品目を記したものが多く、海藻の奈乃利毛は(25)を含めて二点あるが、允恭十一年紀に奈能利會毛、万葉集に名乘會・莫告藻、正倉院文書に奈乃利會などあるものに当ろう。だが奈乃利毛と奈乃利會の相違については未考である。撫米は平城宮木簡に奈弓米とある(概報九)。(27)は蠣頭打の意であろう。賦役令に辛螺頭打、平城宮木簡に少辛螺頭打の例がある(『平城宮木簡二』)。

二 南面大垣地区

1980年出土の木簡



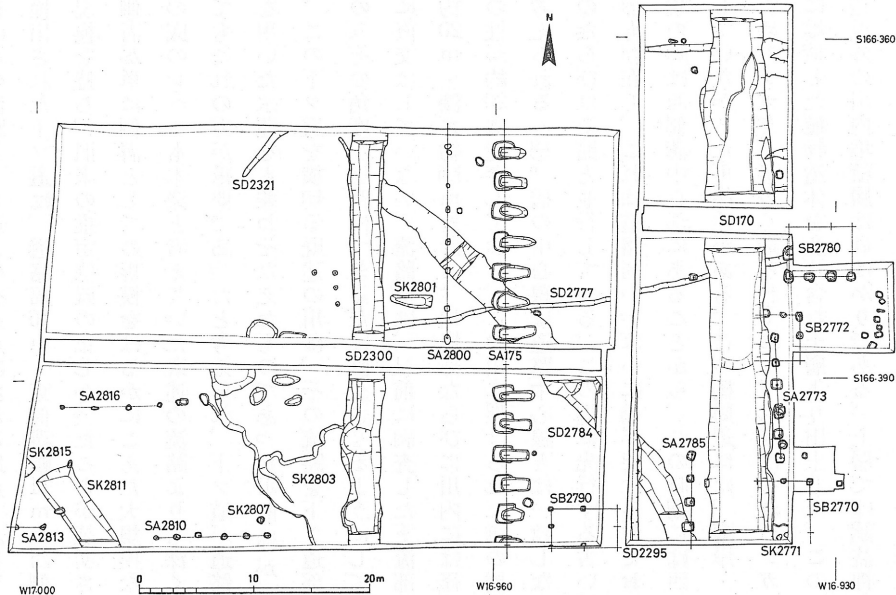
第1図 藤原宮木簡出土地点図
 ●文化財研究所調査 ○奈良県調査 (数字: 調査次数)

9 関係文献

奈良国立文化財研究所 『藤原宮出土木簡(五)』
 同 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報11』

一九八一年
 一九八一年
 (加藤 優)

(80) 考仕令 ×
 (86) × (6) × (14) 081
 考仕令は、養老令の考課令に当り、大宝令と淨御原令にも存した。



第2図 藤原宮第29次発掘調査遺構配置図